

国土建第2号
令和2年4月3日

各建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



経営事項審査の事務取扱いについての一部訂正について（通知）

令和2年3月31日付け「経営事項審査の事務取扱いについての改正について（通知）」（令和2年国土建562号）」において「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年国総建第269号）の一部改正について通知したところですが、通知の内容について一部修正があったため、改めて下記の通り通知する。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添の通り改正する。なお、この改正は、令和2年4月1日にさかのぼって適用する。

以上